

事業委員会規程

第1条 本規程は、委員会に関する規程第3条に基づきこれを定める。

第2条 本委員会は、定款第3条に定める目的を達成するため、次の事項について調査研究を行い、その結果を理事会に答申する。

- (1) 入札契約制度の改善と工事施工の円滑化・効率化に関すること
- (2) 積算の適正化と労働・資材対策に関すること
- (3) 環境対策と建設副産物の適正処理に関すること
- (4) IT化の促進に関すること
- (5) 広報・研修事業に関すること
- (6) 耐震化の促進に関すること
- (7) 建設労働者の人材確保・育成・定着と安全対策に関すること
- (8) 会計基準等の理解促進に関すること
- (9) 関係法令・制度・施策等への対応に関すること
- (10) その他建設業界を取り巻く諸課題への対応に関すること

第3条 本委員会は、委員長1名、委員14名以内を以って構成する。なお、必要に応じて副委員長を置くことができる。

第4条 本委員会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

第5条 本委員会の委員長は、会長が委嘱する。

第6条 本委員会に必要な部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 部会の部会長は、部会委員の互選により決定する。なお、必要に応じて副部会長を置くことができる。

第7条 本委員会及び部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第8条 本規程以外に本委員会の運営上特に必要となった事項については、その都度委員会で決定する。

附 則

本規定は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。

附 則

本規定の一部変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、変更前におかれている①公共工事制度研究部会、②環境部会、③IT部会、④広報研修部会、⑤耐震部会、⑥労働安全部会、⑦財務会計部会については、本委員会において改廃等の決定がされるまでの間、存続する。